

東日本大震災に対しては、党対策本部、参院特別委員会、党政策調査会などを舞台に一貫してその重要政策に取り組んできました。

1 被災地からの緊急支援要請等への対応

3月11日の大震災の発災の直後から幹事長補佐として幹事長室に設置された党の東日本大震災対策本部に入り、被災地からの緊急支援要請の窓口として、昼夜を分かたず首相官邸を始めとする政府や業界団体等との調整業務に従事しました。

①千葉県の液化化被害による断水に対して防衛省に自衛隊給水車の派遣の必要を通知する、②東北地方の孤立した総合病院に薬と食料を自衛隊等により緊急搬送する、③放射能を恐れスタッフがいないなくなった福島県内の老人ホーム全体を関東圏に移送する、④被災地に向かう緊急車両許可をNPOなどにも拡大するなどの案件を担当しました。

これらは、未曾有の非常事態に行政だけでは対応が出来ないところに政治の決断と指揮が必要とされたものでした。つまり、目の前に明らか生命への危機があるものの、役所の責任では背負いきれないと立ちすくんでしまっているケース、何とかしたいと焦っているものの他の機関との調整が困難なケースなどに対して、かつての震災関連勤務の経験も生かしつつ、一刻を争



発災三日目深夜の対策本部
※「③老人ホームの移送」では、緊迫する情勢の中、南相馬市長などと直接に携帯電話で調整しました。



気仙沼市の避難所で自治会長さんと

いあらゆる手段を講じて被災者の方々の救援に取り組みました。対策本部での緊急業務が落ち着いた後に、千葉と東北三県の被災地の海岸線数百キロと避難所20箇所余りを視察して廻り、避難所における女性や障がい者保護の対策などについて政府の被災者対策支援本部を指示するとともに、下記「4」のその後復興政策立案の糧としました。



南三陸町 防災対策庁舎



日本郵便 女川集配センター



※対策本部に入る前には、議員会館の部屋の窓から発見した、帰宅困難かつ耐震上の問題から校庭で冬空の下一晩を明かそうとしていた千代田区立麹町中学校生約130人を、参議院事務局を指示して会館内の会議室を開放させ、収容しました。

2 原子力損害の二法案の策定

千葉県の救済を確保

(1) 東日本大震災の復旧・復興に関する法律を担当する東日

本大震災復興特別委員会の理事に就任し、千葉県でも農林水産業や観光業などに大きな損害を生じている東京電力の放射能漏れ事故の救済のための法律である「原子力損害賠償支援機構法案」と「仮払い法案(通称)」の策定を担当しました。

前者は被害者に賠償を行う東電の資金繰りを措置する政府提出法案であり、後者は被害者への国による賠償の一部立て替え払いを措置する野党提出法案で資金の「入りと出」に関する密接不可分のもので、①その内容を相矛盾しないように調整すること、また、②「ねじれ国会」の中で後者のみが先に成立することにより東京電力が信用不安を起し却って被害者の救済が破綻しないように厳しい国会運営の中で両法案の同時成立を確保することが私の使命でした。

特に、野党提出の「仮払い法案」は参院先議であったため、私が衆参の両院をまたいで与野党修正協議の内容の全てを担当し、被害者の方々の迅速かつ確実な救済の観点から真に機能するものとなるよう重要な修正を施しました。

また、政府提出の「原子力損害賠償支援機構法案」については、参院での総理や原子力損害担当大臣への本会議質問を担うとともに、法律の適正な執行を確保するための「委員会付帯決議」において、衆院付帯決議で野党に押し込まれた無理筋な決議内容を与党が少数派の参院でひっくり返すなどして、被害者への救済をより確実なものとすることに成功しました。

(2) しかし、実際の賠償では、文科省の原子力損害賠償紛争審査会の指針(8/5発表)において、茨城、栃木、群馬、福島と異なり、千葉県の旅館・ホテルなど観光事業者の方々への風評

被害の賠償がこれら第一グループ(「相当因果関係」の対象)から不合理にも外される問題が生じました。私はこれを解決するため、先の業務で培った知見と政治的地位を駆使して、千葉の観光事業者の方々への東京電力の賠償がこれら四県に不当に劣後するものとならないよう、千葉県(観光事業者)、東京電力、経産省(賠償の政府担当)の合意を取りまとめ、それを実行する関係者の協議のテーブルを設ける調整を県選出の国会議員の使命として行い、これを実現させました。

千葉の被害者の方々の救済を大きく確保したやりがいとともに、関係者の一人だった経産省幹部の方から合意成立後に、「政治家として本当に素晴らしいお仕事でした」と敬意と感動を持って言われ、更なる励みとなりました。(9/20)



※理事とは、各委員会の運営を決める国会法上の役員で、当選一年に満たない議員が就任するもの、また、こうした重要法案の修正協議等を担当するものも希なことです。官僚時代に培った立法技術も駆使して交渉を進めました。(与野党協議 7/13)



※本会議の演壇は国会議員の演壇ですが、重要案件のみ対象としており、実は長い順番待ちになっています。この度の仕事を担うため特別に登壇しました。(7/29)

3 千葉の液化化被害、残留放射線問題への対応



※冒頭の「ご挨拶」の中で申し上げた国会議員の役割を実行する重要な手段が国会質問です。「3」、「4」のように私は目指す政策を実現する手段として、政府の議会への約束する「政府答弁」を引き出し、それを更なるリーダーシップの遂行に活用しています。(対総理総括質疑 6/20)

復興政策の基本理念や方針を定める「東日本大震災復興基本法」の総括質疑(6月20日)を復興特委の理事として民主党を代表して担当しました。その際、その直前(6月18日)の菅総理の浦安市、習志野市への視察時の発言を逃さず取り上げ、液化化被害等への対策について「三次補正や必要な法的措置を取る」旨、菅総理大臣から答弁を得ました。現在、この答弁をもとに国土交通省に対し、三次補正案の策定に当たり新たな公共事業の枠組みを設けるようヒアリングを重ねています。

また、東葛地方などで検出されている残留放射線の問題について文科省や環境省からヒアリングを重ねつつ、党政調の原発事故被害対策PTにおいて、「放射線物質による汚染の対処に関する特別措置法」の策定とその運用に当たり、千葉県の実情を踏まえ機能する制度となるよう提言を行うなど取り組んでいます。

4 復興特別措置法(復興特区)の策定

千葉県を含む被災地が意義のある復興を成し遂げる要の政策となるのが税・財政や規制緩和の特例を設けた「復興特区」制度の創設です。しかし、東北地方の被災地の実情をみると被災自治体だけではこれらの特例を活用した新しい街づくり・産業・医療・福祉などを構想する復興計画を策定することは難しく、い



復興特別措置法チーム(最強の特区を立案すべく憲法学者を招いて議論 6/30)



法案審議の直前の検討(臨時国会 2011年10月)

被災地の復興については、発災の直後から「単なる復旧ではなく新しい産業や社会モデルとなる復興を」などとメディアや政治で語られてきました。私は、これを夢物語ではなく実現させるために真に必要なことを理解し、そのために政府の組織を動かす、そして、政府の力だけでは作れない画期的な特区制度を政治のリーダーシップで実現すべく懸命に取り組んでいます。

かにかこうした実務能力を有する霞ヶ関の官僚を被災地にマンツーマンで張り付け、被災自治体と住民の方々による復興計画の策定とその実行をサポートしていくか決め手となります。私は、こうした認識にもとづき、上記「3」の総括質疑において、総理と官房長官から、①東日本大震災復興基本法のもとで設置される「復興対策本部」が、霞ヶ関の各省の縦割りを排除しつつ、被災地の復興計画の策定を着実に支援していく仕組みの構築、②そして、「最強の復興特区」を作るための最大限の規制緩和を可能とする仕組みの検討について約束を引き出しました。そして、これらの約束を布石として、党政調の「復興特別措置法チーム」の主査(役員)として、復興対策本部の各被災地支援の取り組みを進捗管理するとともに、国の法律による規制を被災地の条例や復興対策本部の政令で規制緩和することを復興特区で可能にするという我が国の法制度上初の仕組みを復興対策本部や議会法制局とともに検討を進めています。